

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政方針」・「金融レポート」の策定・公表（資料2-1-1、2-1-2参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（平成25事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態毎の「監督方針」として策定・公表してきた。また、26事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、27事務年度以降は、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかを、毎年「金融行政方針」として公表している。各事務年度、これに基づく行政を実施するとともに、PDCAサイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価し、現状分析や問題提起等とあわせ、「金融レポート」として公表した上で、これを翌事務年度の「金融行政方針」に反映させている。

そのため、29事務年度においては、「平成28事務年度 金融行政方針」の進捗状況や実績等の評価について、29年10月に「平成28事務年度 金融レポート」として公表するとともに、これを踏まえ、29年11月に「平成29事務年度 金融行政方針」を公表した。

「平成29事務年度 金融行政方針」において、金融庁は、引き続き、

- ① 金融システムの安定/金融仲介機能の発揮、
- ② 利用者保護/利用者利便、
- ③ 市場の公正性・透明性/市場の活力

のそれぞれを両立させることを通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すことが金融行政の目標である旨を明確にしている。

また、29事務年度には、外部からの意見や批判等を金融行政に継続的かつ的確に反映させるため、政策評価有識者会議について、政策評価法に基づく政策評価だけでなく、金融行政上、重要な課題等について定期的な議論を行うよう運営を改めたほか、各種有識者会議を活用した。

第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関や中小企業経営者等との間で意見交換を行っている。

1. 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（29事務年度は8、10、2、4月）、定例的に開催している。会議には、近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年2回（29事務年度は11、3月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

3. 地方における業務説明会

金融庁幹部が各地域に赴き、地域金融機関の役員や中小企業経営者等を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

29事務年度（29年10～12月に実施）は、地域金融機関と「金融行政方針」等についてフリーディスカッションを行ったほか、中小企業に対して、金融仲介の改善に向けた取組み等の説明を行った。

第3節 人事改革等

I 組織文化（カルチャー）及びガバナンスの改革

金融を取りまく内外の環境が急激に変化を続ける中で、金融行政の目的を実現し、国民の期待と信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし的確な政策を立案・実行していけるよう、不断に自己変革する組織に改革していく必要がある。

そのために不可欠な組織文化（カルチャー）及びガバナンスの改革について、以下の取組みを進め、金融庁内のみならず、外部有識者等とも議論を重ねた上で、改革の基本的な考え方と全体像を「金融庁の改革について」、組織文化（カルチャー）の改革を「当面の人事基本方針」、ガバナンスの改革を「当面のガバナンス基本方針」として取りまとめ、平成30年7月4日に公表した。（資料2-3-1～4参照）

1. 真に国民のため、国益のために働くという行動の定着

全ての職員が、「国民のため、国益のために働く」という基本原理を共有するため、職員が持つべき心構えである「金融庁職員のあり方」を改訂し、360度評価研修や人事評価の評価項目に反映した。

2. 新たな行政課題への的確な対応を可能とするリーダーシップ

内外の環境変化に対応していくためには、中長期的・大局的な観点から適切な課題（アジェンダ）を設定し、それを実現する力のある、課題設定型のリーダーを育成する必要がある。そのため、管理職以上の職階に求められる能力（コンピテンシー）を定め、360度評価研修や人事評価の評価項目に反映した。

3. 金融行政の質の向上を可能とする多様で専門性の高い組織

多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、金融行政を支える職員一人ひとりが資質を向上できるよう、中長期的な視点に立ち、計画的に人材育成を進めていく必要がある。こうした観点から、以下の各項目について、職員の資質向上に向けた取組みを行った。

(1) 各専門分野における人材育成

金融行政当局に求められる高い専門性を確保するため、それぞれの専門分野ごとに求められる人材育成のあり方について議論を開始した。

また、高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等の拡大を図った。

【出向の状況】

(単位：人)

	29年3月1日現在	30年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	24	28
民間企業等	15	17
地方自治体	5	5
大学教授	2	2
計	46	52

(新規派遣先) 監査監督機関国際フォーラム (I F I A R) 事務局、バーゼル銀行監督委員会 (B C B S) 事務局、草津市

そのほか、職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行った。

【大学院への留学等の状況】

(単位：人)

	28年度	29年度
国内大学院 (会計、IT、金融等)	11	9
海外大学・大学院 (法科、MBA等)	18	22
計	29	31

(2) 外部専門家の採用・登用等

外部の最先端・最前線の知見を組織に取り入れるため、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの外部専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用・登用した。

【外部専門家の登用状況】

(単位：人)

	29年3月1日現在	30年3月1日現在
弁 護 士	33	34
公 認 会 計 士	67	71
不動産鑑定士	5	4
アクチュアリー	8	8
研 究 者	1	1
情報処理技術者	36	33
金融実務経験者	218	207
計	368	358

4. ワークライフバランスを実現する職場環境

金融庁全体で超過勤務縮減の数値目標を設定し、業務の効率化等を通じた超過勤務の縮減を推進するとともに、リフレッシュ休暇取得の促進やテレワークの実施拡大等を通じ、斬新な発想が湧き出るためのワークライフバランスの実現に向けて取り組んだ。

II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取り組みを行い、その周知徹底を図っている。

- (1) 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した(29年12月、30年6月)。
- (2) 課長補佐級以上の職員を対象に、倫理監督官(長官)が金融庁職員としての心構えやその考え方などについて講話を実施した(29年11月)。
- (3) 全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理・服務・セクハラ研修を実施した(全15回)。

(29事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
1件	1件

III 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室及び金融庁の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置している。

窓口に寄せられた情報については、同室において、調査の必要性を十分に検討し、調査の必要性があると判断したときは当該情報を受理することとしている。なお、29年度に寄せられた情報のうち、受理したものは0件である。

また、公益通報者保護法の施行等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報に適切に対応するための一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」も設置している。なお、29年度に寄せられた情報のうち、受理したものは8件である。

○法令等遵守調査室のメンバー(30年6月1日現在)

室長	田中 豊	(総務企画局参事)
	飯田 龍太	(監督局保険課)
	岩井 宏樹	(監督局証券課)
	大澤 貴史	(検査局総務課)

	小宮 俊	(監督局総務課)
	昆野 明子	(検査局総務課)
	鈴木 俊裕	(総務企画局市場課)
	高橋 良輔	(検査局総務課)
	中馬 慎子	(審判官)
	渡部 孝彦	(総務企画局企業開示課)
顧問	久保利 英明	(総務企画局参事)

第4節 研究

I 金融庁における研究

金融庁内において先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成13年7月、研究開発室及び研究官を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センターを発足させた。22年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、名称を金融研究センター（以下「センター」という。）、英語名 Financial Research Center (通称：FSA Institute)へ変更した。

センターの研究部門では、金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、民間有識者やアカデミズムと相互交流を行い、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となるよう、金融行政の理論的基盤をなす質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場への研究の還元・普及に努めている。

II 金融行政の参考となる調査研究の実施

センターでは、庁内各部局の要望に基づいた調査・研究・分析を行っている。30年6月末現在における研究プロジェクト及びそれらに従事する研究官・特別研究員については、資料2-4-1参照。

29事務年度におけるセンターでの主な調査・研究・分析には、「金融機関による事業性評価の定着に向けた採算化にかかる分析・考察」、「顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）にふさわしい金融商品販売のあり方」等がある。

前者においては、銀行経営における事業性評価の位置付け、または狙いによつてどのようなビジネスモデルが存在するかを明らかにすると共に、各ビジネスモデルの定量的・定性的な効果を分析した。また、事業性評価の取組みを実現するための必要条件の把握を通じ、事業性評価の要諦、及び水平展開の可能性について検証がなされた。

後者においては、家計部門における投資資産の積み増しを妨げている原因を探るため、投資意識調査、金融リテラシー調査、金融機関のフィデューシャリー・デューティー実践度等に関する包括的な調査を行った。また、普段金融機関から受けているサービスの特徴に加え、金融リテラシーが高い層、金融機関を信頼できる専門家であると認識している層、金融機関に高い満足度を持っている層について、それぞれの要因分析等を行った。分析結果より、金融機関が顧客のニーズを丁寧に聞いてそれに見合った商品を提案すること、銘柄分散、時間分散、定期的な資産運用診断等、中身の濃い提案の時間を設けることが、顧客のリテラシー向上、投資商品の購入開始、あるいは積み増しを促進する上で重要であることが示された。

29事務年度の調査研究の成果は、計7本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「DP」という。）にまとめられ、ウェブサイト上で公表した。なお、

各DPの公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行った。29事務年度に公表されたDPについては、資料2-4-2参照。

Ⅲ 産・官・学の連携強化

1. シンポジウムの開催（資料2-4-3参照）

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等をテーマに、シンポジウム等を開催している。

29事務年度は、29年9月に、日本経済新聞社、Fintech協会との共催により、国際シンポジウム「フィンテック・サミット2017」を開催した。本シンポジウムでは、日本、アジア、欧米等の有識者や当局者等を招聘し、オープン・イノベーション、ブロックチェーン、規制当局の役割、金融技術の新領域（銀行・保険・証券分野）、アジア地域でのフィンテックに関する取組み等について活発な議論が行われた。

2. 研究会等の開催

主に中堅・若手研究者が金融に関する最先端の研究内容を発表し、また庁内の中堅・若手職員が金融行政の実務を説明し、その両者の議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とする「金融経済学勉強会」を、大学等研究機関に所属する研究者及び庁内職員の参加を得て開催している。29事務年度は合計14回開催した。

3. 昼休み勉強会（金曜ランチオン）の開催（資料2-4-4参照）

様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマにした勉強会を開催している。29事務年度は合計37回開催した。

第5節 研修

I 金融庁における研修

金融行政は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応し、金融行政の質を上げていくためには、職員の一層の資質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性と資質に、さらに磨きをかけられるように人材の育成に努めている。

II 研修の実績

1. 概要

研修体系は、一般研修・実務研修・通信研修の3区分で構成される。

なお、一部の研修については、財務（支）局等の職員も受講することから、財務省との共同研修を開催している。

2. 平成29年度の研修方針及び研修計画（資料2-5-1参照）

29年度の研修についても、職員の専門能力の向上、業務に必要な知識・スキルの習得に資する研修の充実を図ることを基本的な方針とし、研修計画を策定した。

3. 29事務年度の研修実施状況（資料2-5-2参照）

（1）概況

29事務年度については、研修効果を高めるために、研修内容等の見直しを行い、また、30事務年度以降の研修に業務上のニーズを一層反映させるために研修内容等の検証を行いつつ、計84コースの研修を実施した。また、金融行政を担う財務（支）局等職員に対して、モニタリング業務を行うために必要となる知識習得やモニタリング力向上等に資する研修等について研修動画及び資料等の一層の共有を図った。

（2）研修区分ごとの研修実施状況

ア. 一般研修

金融の一層のグローバル化に対応するため、実践的な語学力の維持・向上等を目的とした「英語研修」、「中国語研修」及び「仏語研修」を実施したほか、金融行政及び最新の金融・経済情勢に関する知識を深め、組織全体のスキルの底上げを図るため、全職員を対象にした金融行政必修研修を実施し、マクロ経済の動向、最近の金融情勢、FinTechの最新動向や今後の展開、金融機関に対する影響や課題等について解説した。また、管理職員のマネジメント能力向上を目的とした「管理者向けマネジメント研修」においては座学よりも実践的

なグループワークを中心とする内容へ変更したほか、客観的・俯瞰的な組織視点獲得のために異業種交流セミナーを新たに実施した。

イ. 実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施する実務研修については、モニタリング課程の「モニタリング基礎研修」、「モニタリング実務研修」を実施した。また、ファイナンスにかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「ファイナンス研修」や、先端金融商品にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「先端金融商品研修」などを実施した。

ウ. 通信研修

通信教材等を用いて習得させる研修として、職員のグローバルな観点でのスキル向上を目的とした「国際人材育成研修」及び「米国証券アナリスト（CFA）コース」、公認内部監査人資格の取得を目的とした「通信研修（公認内部監査人コース）」などを実施した。

(3) 「モニタリング基礎」、「モニタリング実務研修」

「モニタリング基礎研修」、「モニタリング実務研修」等においては、以下、ア.～ウ.のように、研修効果や業務上のニーズに対応するための研修を新たに実施又は拡充を図った。

ア. 実際のモニタリング事例に基づくワークショップ、ケーススタディ、グループワークなど、より実践的な研修を実施した。

イ. 金融機関の業務、中小企業の事業やニーズ等の理解を目的としたグループワーク、パネルディスカッション及び実地研修等を拡充した。

ウ. 銀行業務等や中小企業診断士の通信研修を新たに実施した。

また、以下、エ.～カ.のように、継続（フォローアップ）研修の導入、研修機会の拡充、未受講者への対応の強化といった取組みを強化した。

エ. 従前実施していた夏期、冬期の研修のほか、財務（支）局等職員の研修機会の拡充に考慮し地方財務（支）局で秋期、春期の研修を実施した。

オ. 研修機会拡充の観点から、Skype を活用した研修を新たに実施した。

カ. 未受講者への対応として研修資料、講義録共有によるアーカイブ化の取組みを強化した。

第6節 金融行政におけるITの活用

I 概要

「官民データ活用推進基本法」に基づき、官民データ活用の推進に関する基本的な計画として、平成29年5月、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下「IT宣言・官民データ計画」という）が閣議決定されている。金融庁においても、情報化統括責任者（CIO：Chief Information Officer）、情報化副統括責任者（副CIO）及び専門的な知識を有するCIO補佐官等を構成員とする金融庁PMO（Portfolio Management Office）の統括のもと、以下の取組みを行っている。

- ① 金融庁におけるIT戦略（中長期計画）の策定
- ② 情報システムの調達適正化及びコスト削減の取組み
- ③ セキュリティ・IT人材の確保・育成
- ④ 情報セキュリティ対策の推進

II 取組実績

1. 金融庁におけるIT戦略（中長期計画）の策定

IT宣言・官民データ計画等に基づき、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すため、平成30年1月に「デジタル・ガバメント実行計画」が、eガバメント閣僚会議において決定されたところ。

金融庁においても、ITガバナンスの強化、業務の明確化を図るとともに、それに応じたシステムの見直し・構築を推進し、行政運営の効率化や利用者中心の行政サービス改革を実現していくため、IT戦略として「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」（以下「本計画」という。）を30年6月に策定した。本計画における重点項目として、以下を掲げている。

- ① ITガバナンスの強化
- ② 利用者中心の行政サービスの実現
- ③ 効率的・効果的な行政運営の実現（業務基盤の整備）
- ④ 変化に強いモニタリング等システムの構築（官民連携基盤の整備）
- ⑤ 新たな情報技術変化への対応

なお、本計画の実施に当たっては、CIO及び副CIOがリーダーシップを発揮し、当庁全体の合意形成を図りつつ、限られた財源・人員等のリソースを最大限有効に活用することで、全体最適化を図りながら、戦略的に取り組んでいくこととしている。

2. 情報システム調達の適正化及びコスト削減の取組み

（1）情報システム調達の適正化

情報システムの調達に当たっては、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証することが重要である。

そのため、CIO、副CIO、各局総務課長及びCIO補佐官等をメンバーとする「情報システム調達会議」において、政府調達に該当する情報システム調達案件について、

- ① システムの仕様が用途・目的に照らして適切なものとなっているか、
- ② 調達予定価格が過去のSE単価や工数などの実績に照らして適切なものとなっているか

を審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んでいる。

(2) コスト削減への取組み

「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、金融庁においても、情報システムの統廃合や政府共通プラットフォームへの移行に取り組んでいる。

また、一定条件の調達案件については、情報システム投資計画書を策定のうえ、投資による効果を明らかにし、予算執行過程における適切な目標管理に取り組んでいる。

3. 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させるためには、情報セキュリティに係るリスク評価の結果等を踏まえ、計画的に対策を実施することが重要である。

当庁では、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、金融庁情報セキュリティポリシーを定め、同ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための「情報セキュリティ対策推進計画」を毎年度策定しており、29事務年度では、以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

(1) 教育・訓練

ア. 情報セキュリティに関する対処能力の向上等

NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）が主催する実践的なサイバー攻撃対処訓練に参加し、セキュリティインシデント発生時における事態の早期把握及び被害の発生・拡大防止に向けて迅速かつ的確に対処するための庁内横断的な組織である金融庁CSIRT（Computer Security Incidents Response Team）の対処能力の向上を図るとともに対応態勢の有効性の確認を行った。

イ. 庁内の職員を対象とした研修等

庁内の職員を対象として、以下の研修等を実施した。

- ① 全職員を対象とした、情報セキュリティに関する知識や最近のサイバー攻撃の手法及び対処方法を盛り込んだ情報セキュリティ研修や、金融庁情報セキュリティポリシーおよび規則、実施手順の運用の徹底を図る

ための自己点検

- ② 幹部職員を対象とした情報セキュリティ研修
- ③ 職員が標的型メール攻撃に対して適切な対応ができるか確認するための不審メール訓練

(2) 技術的な対策

情報セキュリティ監査の結果や、昨今のサイバー攻撃の高度化、巧妙化を踏まえ、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の導入を実施した。

(3) 情報セキュリティ監査

各情報システムのインフラ・ネットワーク、アプリケーションの脆弱性について、外部の第三者による監査を実施したほか、NISCが実施するマネジメント監査及びペネトレーションテスト（模擬攻撃訓練）を活用し、セキュリティ対策の実効性を確認した。

4. セキュリティ・IT人材の確保・育成

政府機関においてセキュリティ対策や情報化を進めるために必要な人材を確保していくための方策として、「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」が28年3月に策定された。同方針に基づき、当庁においても同年8月に「金融庁セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定し、29年8月に改訂を行っている。

29年度においては、改訂後の計画に基づき次の取組みを進めた。

- ① 体制の整備
- ② 有為な人材の確保
- ③ セキュリティ・IT人材育成支援プログラム
- ④ 一般職員の情報リテラシーの向上
- ⑤ 適切な処遇の確保

第7節 報道・広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施

毎週2回の閣議後に実施している大臣記者会見(91回)に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明(41回)を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ(報道発表件数:447件)。

II 広報活動

1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実(資料2-7-1参照)

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置やトピックス(HPのトップページ上段)への掲載などによる施策の周知・注意喚起などの取組みを行っている。

平成29事務年度は、30年1月より開始されたつみたてNISAについて、制度のさらなる普及・定着のため、NISA特設ウェブサイトにて、情報の拡充を行ったほか、政府広報の活用、マスコミからの取材対応を積極的に行った。

また、金融リテラシー向上のための取組みの1つとして、国民の資産形成促進のためのビデオクリップ教材をNISA特設ウェブサイトに掲載した。マネー・ロンダリング・テロ資金供与対策に関して、特設サイト「金融機関窓口などでの取引時の情報提供にご協力ください」を設け、金融機関の利用者に向けて協力要請を行った。

このほか、29年9月、30年2月及び5月には、政務三役が地域に赴き、重要政策について説明し、現場の方々との意見交換する「車座ふるさとトーク」を実施した。

2. 海外に対する情報発信の強化

英語版ウェブサイトについて、英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツの充実を図ったほか、タイムリーな情報発信を目的として、一週間の日本語での新着情報(報道発表)の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週1回発行するとともに、海外からも関心が高い公表物については、ウェブサイトのトップページに常時掲載するなどの取組みを行った。

3. 政府広報の活用(資料2-7-2参照)

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、資料2-7-2のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

第8節 情報公開等

I 開示請求の動向

1. 行政文書の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、平成29年度の開示請求の受付件数は187件となっている。

(2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 行政処分等に関する文書
- ② 金融機関等所管する法人に関する文書
- ③ 調査・検査先に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（29年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	46	177	14	68	82	12	2	27
証券取引等 監視委員会	9	9	0	11	11	6	0	0
公認会計士・ 監査審査会	26	1	0	26	26	1	0	0
合 計	81	187	14	105	119	19	2	57

（注1）本表は、29年4月から30年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関情報公開法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注2）30年度における6月末までの開示請求の受付件数は38件である。

(3) 不服申立等

29年度における不服申立受理件数は21件、前年度繰越分と併せて24件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、29年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は18件であり、うち14件は同年度中に裁決・決定を行っている。

2. 行政機関の保有する個人情報の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、17年4月1日施行）に基づく、29年度の開示請求の受付件数は1,080件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況（29年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開 示決 定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	133	47	8	19	27	16	0	111
証券取引等 監視委員会	0	1	0	1	1	0	0	0
公認会計士・ 監査審査会	24	1,032	1,025	0	1,025	0	20	11
合 計	157	1,080	981	20	1,053	16	20	122

(注1) 本表は、29年4月から30年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関個人情報保護法の施行状況調査と同じ定義で計上。

(注2) 30年度における6月末の開示請求の受付件数は51件である。

(3) 不服申立等

28年度における開示決定等に対する不服申立受理件数は12件となっており、うち4件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

29年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は5件であり、うち4件は同年度中に裁決・決定を行っている。

II 文書管理等の状況

1. 内部管理体制

(1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、情報管理研修を実施(合計10回)。

(2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、29年10月～11月に自主点検を実施。
また、自主点検後、29年12月～30年2月にかけて監査を実施。

2. 文書管理の状況

(1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、29事務年度（29年7月～30年6月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が13件発生した（メール誤送信、行政文書の紛失など）。

ただし、誤送信は相手方にメール削除を依頼し、また、行政文書の紛失についても、外部に漏えいした可能性は極めて低く、いずれも2次被害は確認されていない。

(2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① メールの外部送信の手順マニュアルを始めとしたルールの職員への周知徹底
- ② 廃棄手続きや行政文書ファイルの保管場所の確認等を徹底。

第9節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、金融機関等との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとしている（平成29年1月以降）。

（参考）金融機関等との意見交換会の開催実績（平成29年7月～30年6月）

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
10回	11回	11回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	3回	5回	5回
外国損害保険会社	証券会社	投資信託会社	投資顧問業者
2回	7回	2回	1回
金融先物取引業者	信託	外資系事業者団体	貸金業者
1回	4回	1回	2回
監査法人			
1回			

第10節 パブリック・コメント手続の実績（資料2-10-1参照）

行政手続法において、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低30日以上意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が義務付けられている。

当庁においては、29年7月から30年6月末までの1年間に、行政手続法を踏まえ、同法に基づく意見公募手続25件のほか、任意の意見公募手続4件、計29件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

第11節 金融行政アドバイザー制度

I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に収集・把握することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民に対して積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に5名配置された金融行政アドバイザーが①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

(参考1) 金融行政アドバイザーの委嘱状況（平成30年6月末現在）

委嘱者数は各財務（支）局5名（うち1局は4名）、合計54名。内訳は次のとおり。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等） | : 14名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 | : 17名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等 | : 6名 |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 17名 |

(参考2) 金融行政アドバイザーの選定基準

- ① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者、及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
- ② 財務（支）局管轄内に住所または勤務先のいずれかを有する者。

II 平成29事務年度における取組み

29年7月～30年6月、財務（支）局において、アドバイザーから金融行政に関するご意見を頂いた。

また、一部の財務（支）局については地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いているほか、各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第12節 金融行政モニター制度

I 制度の概要（資料2-12-1参照）

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を出すことは難しいとの指摘も受けた。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接、金融行政に対する意見・提言・批判などを伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、平成28年1月29日より運用を開始した。

また、引き続き、金融庁が直接意見等を受け付けるための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からの意見・提言・批判などを積極的に受け入れ、行政に継続的反映させることにより、よりよい金融行政の遂行を目指している。

II 提出された意見等に対する金融庁の対応（資料2-12-2参照）

1. 金融行政モニターにおけるご意見等の受付状況

「金融行政モニター受付窓口」においては、29事務年度には60件のご意見等が寄せられた。

また、「金融行政ご意見受付窓口」においては、29事務年度には1,080件のご意見等が寄せられた。

2. 金融行政モニターに寄せられたご意見等に対する金融庁の対応

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

第13節 金融サービス利用者相談室

I 概要（資料2-13-1参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
3. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
4. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
5. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

II 相談等の受付状況（資料2-13-2参照）

平成29年4月1日から30年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は37,033件となっている。1日当たりの平均受付件数は152件となっており、28年度（144件）に比べて、やや増加している。そのうち、事前相談の受付件数は516件となっている。
2. 分野別では、預金・融資等が9,599件（26%）、保険商品等が7,591件（20%）、投資商品等が9,033件（24%）、貸金等が2,568件（7%）、仮想通貨等が5,928件（16%）、金融行政一般・その他が2,314件（6%）となっている。
分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が73件（14%）、保険商品等が23

件（4%）、投資商品等が268件（52%）、貸金等が36件（7%）、仮想通貨等が99件（19%）、金融行政一般・その他が17件（3%）となっている。

3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

（1）預金・融資等に関する相談等の受付件数は、28年度（11,042件）に比べて、減少している。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが2,802件（29%）、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが2,560件（27%）等となっている。

（2）保険商品等に関する相談等の受付件数は、28年度（9,215件）に比べて、減少している。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが3,060件（40%）、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが1,436件（19%）等となっている。

（3）投資商品等に関する相談等の受付件数は、28年度（9,750件）に比べて、やや減少している。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが3,715件（41%）、個別取引・契約の結果に関するものが2,316件（26%）等となっている。

また、詐欺的な投資勧誘に関する情報は562件あり、そのうち367件が何らかの被害があったものである。

（4）貸金等に関する相談等の受付件数は、要因別では、一般的な照会・質問に関するものが1,189件（46%）、個別取引・契約の結果に関するものが350件（14%）等となっている。

（5）仮想通貨等に関する相談等の受付件数は、要因別では、一般的な照会・質問に関するものが2,799件（47%）、行政に対する要望等に関するものが1,433件（24%）等となっている。

※ 28年度は、仮想通貨等に関する相談等の受付件数は、貸金等に関する相談等に含めていた。

4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

（参考）「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

29年4月1日～6月30日・・・29年8月2日公表（第48回）

29年7月1日～9月30日・・・29年11月27日公表（第49回）

29年10月1日～12月31日・・・30年2月16日公表（第50回）

30年1月1日～3月31日・・・30年5月11日公表（第51回）

第14節 政策評価への取組み（資料2-14-1～3参照）

金融庁においては、平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5カ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4月～翌年3月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、29年4月から34年3月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び政策に共通する考え方や姿勢、「基本計画」の位置づけを明記するなど、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」や「実績評価における基本政策・施策等一覧」を示している。

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、24年度までは、3～5月頃に新年度の実施計画を定め、8月頃に前年度の評価を実施していたが、PDCAサイクルを有効に機能させるため、25年度からは、5～6月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。

また、25年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、25年度実績評価から、従来3段階の区分で評価していたものを、各府省共通の5段階区分で評価を実施することとした。

（参考1） 「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

- 平成29年度からの5年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の3つを「基本政策」として定めることとした。
 - ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」
 - ・「利用者の保護と利用者利便の向上」
 - ・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

(注) 金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の3つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
- ・「利用者保護と利用者利便の両立」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の両立」

の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

- また、上記の3つの「基本政策」のほかに、
 - ・ 3つの「基本政策」に関する横断的な課題への対応
 (「IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応」「業務継続体制の確立と災害への対応」等)
 を「横断的施策」とするほか、
 - ・ 3つの「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組みとして整理する。

(参考2) 評価の実施状況

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の政策 評価 (R I A)	租税特別 措置等に 係る政策 評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	

21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件	
22年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	—	3件	—	19件	7件
23年度	24件 (22年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	15件	7件
24年度	24件 (23年度計画に掲げた政策)	1件	2件	—	6件	9件
25年度	20件 (24年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	31件	9件
26年度	20件 (25年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	8件
27年度	20件 (26年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	20件	10件
28年度	20件 (27年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	13件	5件
29年度	20件 (28年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	2件

(備考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：金融機関の健全性確保)
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。(例：金融庁業務支援統合システムの開発)
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。(例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」)
- 規制の政策評価（RIA：Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制の客観性と透明性の向上を目指す手法。19年10月より規制の事前評価が実施され、29年10月より規制の事前評価に加えて規制の事後評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22年5月より評価の実施が義務化された。

第15節 金融庁業務継続計画の策定

1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月策定、22年1月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年6月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。（資料2-15-1参照）

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年8月に策定している。

2. 災害等発生時に備えた訓練

（1）災害対応

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

（2）新型インフルエンザ等対応

新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を行った。

第16節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）、『「日本再興戦略」改訂2014』（26年6月24日閣議決定）、及び金融庁・財務省が共同で開催した「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25年12月13日公表）、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26年6月12日公表）において、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われた。

上記提言を受け、26年4月より、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

(1) FSA Weekly Review

26年4月22日より、庁内の各部署が日々金融庁ウェブサイトに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でFSA Weekly Reviewとして公表。また、定期的に公表される事案については、日英同時公表を行っている。

(2) 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応（ワンストップ窓口）

26年4月より、英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口を金融庁に設置し、英語での一元的な対応を実施している。

29事務年度においては、計742件の照会が寄せられ、そのうち当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が322件であった。また、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が164件、その他の照会が256件寄せられた。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

(3) 法令やガイドライン等の主要な公表物の英語版の作成・公表

29事務年度において、以下の法令や各種ガイドラインのほか、金融レポート及び金融行政方針の概要、並びに金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）、「投資家と企業の対話ガイドライン」、企業会計審議会監査部会の監査基準改訂（公開草案）の要約の英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の資料・提言・議事録の英語版を会議と並行して公表するとともに、内外に意見を募集し、英文でのコメントも多数受け付けた。

また、金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）の英語版をもとに内外に意見を募集し、英文でのコメントも多数受け付けた。さらに、英語版をもとに海外当局との意見交換も行ったところ、類似の取組みの経験の共有などがあった。

このほか、行政の透明性・効率性の確保等の観点を踏まえ、『「金融行政の再点検」に係る具体的な取組み状況等について』を29年7月に公表しており、同取組みに係る英語版の公表を同年11月に行った。また、『「金融行政の再点検」に係る

具体的な取組みの進捗状況等について」を30年5月に公表しており、同取組みに係る英語版の公表を同年6月に行った。

【英語版を作成した主な法令】

- ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
- ・信託会社等営業保証金規則（平成二十年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映）
- ・信託兼営金融機関営業保証金規則（平成二十一年内閣府・法務省令第一号による改正まで反映）
- ・貸付信託法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・担保付社債信託法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・資金決済に関する法律（平成二十八年法律第六十二号による改正まで反映）
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成二十八年法律第十五号による改正まで反映）
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成二十四年政令第九十七号による改正まで反映）
- ・銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十号による改正まで反映）
- ・保険業法第三百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成二十六年内閣府・財務省令第二号による改正まで反映）
- ・保険業法第二百七十二条の二十五第二項に規定する区分等を定める命令（平成十八年内閣府・財務省令第六号による改正まで反映）
- ・外国保険会社等供託金規則（平成二十年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映）
- ・免許特定法人供託金規則（平成二十年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映）
- ・保険仲立人保証金規則（平成二十年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映）
- ・保険会社等営業保証金規則（平成二十年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映）
- ・少額短期保険業者供託金規則（平成二十七年内閣府・法務省令第三号による改正まで反映）
- ・認可特定保険業者等に関する命令（平成二十七年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号による改正まで反映）
- ・株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
- ・特定金融指標算出者に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第九号による改

正まで反映)

- ・投資信託及び投資法人に関する法律（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・投資法人及び投資法人に関する法律施行令（平成二十七年政令第二百三十三号による改正まで反映）
- ・投資法人及び投資法人に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
- ・資産の流動化に関する法律（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・資産の流動化に関する法律施行令（平成二十七年政令第二百三十三号による改正まで反映）
- ・資産の流動化に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第三十七号による改正まで反映）
- ・金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成二十六年法律第四十四号による改正まで反映）
- ・金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行令（平成二十二年政令第百九十六号による改正まで反映）
- ・金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則（平成二十二年内閣府令第四十九号による改正まで反映）
- ・金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第六十七号による改正まで反映）
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第七号による改正まで反映）
- ・偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成一九年法律第七四号による改正まで反映）
- ・特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第五十四号による改正まで反映）

また、「日本再興戦略2016」（28年6月2日閣議決定）において、東京国際金融センター推進の観点から「日本拠点の設置を検討している海外のアセット・マネージャー／オーナーに対する一元的な窓口を金融庁内に設置し、相談を受け付ける」との方針が示された。

上記方針を踏まえ、金融庁においては、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」を実現するため、29年4月に、「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設し、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進している。その際、東京都が29年4月に開設した金融法令以外の手続きに関する相談窓口（「金融ワンストップ支援サービス」）とも相互に連携し、一体的に取り組んでいる。

金融業の拠点開設サポートデスクを通じて、29事務年度は、3社の海外資産運用業者の業登録を完了した。このうち1社は、英国の大手資産運用業者の日本法人で

あり、2社は、我が国を離れ海外を拠点に事業を行ってきた日本人ファンドマネージャーが運営する資産運用業者である。このように、一旦海外に流出した日本人ファンドマネージャーの日本回帰を目指した動きも見られつつある。

このほか、東京都が公表した、海外資産運用業者が我が国においてビジネスを展開する際の必要な手続き等を分かりやすく解説した英語解説書の監修も行った（29年9月公表）。